

業務No⑰ ○○町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成24年12月27日

独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小山 潤二

◎調達機関番号599 ◎所在地番号03

○第2号

1 業務概要

- (1) 品目分類番号 41、42
- (2) 業務名 山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務
- (3) 業務場所 岩手県下閉伊郡山田町織笠他
- (4) 本業務は、相互間で運土等の調整が必要な織笠地区及び山田地区について、調査、測量、設計及び施工の一体的なマネジメントを実施することで、山田町震災復興事業の早期着手及び円滑な事業促進を図るものである。
- (5) 本業務は、整備内容が確定し速やかに工事着手する早期業務と現時点では整備範囲や土地利用計画等が変更となる可能性があり、条件が整った段階で実施する次期業務を包含している。
- (6) 早期業務においては、当機構が実施する関係機関等との調整及び基本設計に基づいて、以下の業務を実施する。
 - ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
 - ② 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
 - ③ 公共団体等との設計協議
 - ④ 施工開始後の他企業との調整
 - ⑤ 地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査（以下「地盤調査等」という。）並びに地形測量等
 - ⑥ 残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
 - ⑦ 許認可等に係る図書作成
 - ⑧ 工事施工（早期整備工事）

織笠地区 整地面積A=14ha、土工事量（土砂V=43万m³、軟岩ⅠV=20万m³、軟岩ⅡV=1万m³、盛土V=30万m³）、土運搬量V=34万m³（地区外運土）、法面整形A=1.5ha、工事用道路・防災仮設工・地区外仮排水路・軟弱地盤改良一式
 - ⑨ 履行期間 契約締結の翌日から平成27年6月30日まで。
- (7) 次期業務においては、当機構が実施する関係機関調整等と連携して、以下の業務を実施する。
 - ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
 - ② 関連公共施設を含む施工計画の検討
 - ③ 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理

- ④ 公共団体等との設計協議
- ⑤ 施工開始後の他企業との調整
- ⑥ 地盤調査等及び地形測量等
- ⑦ 基本設計の修正、残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
- ⑧ 許認可等に係る図書作成
- ⑨ 工事施工

(イ) 次期整備工事 1

山田地区 整地面積 概ね5ha、土工事量 $V=72\text{万m}^3$ 、土運搬量 $V=72\text{万m}^3$ （地区外運土）、工事用道路・防災仮設工 一式

(ロ) 次期整備工事 2

- 1) 織笠地区 宅地整備面積 最大で概ね14ha、道路工、排水工、防災仮設工、関連道路・関連上水道・関連公共下水道等 一式
- 2) 山田地区 整地面積 最大で概ね45ha、宅地整備面積 最大で概ね50ha、道路工、排水工、防災仮設工、関連道路・関連上水道・関連公共下水道等 一式

- ⑩ 履行期間 発注者が①から⑨までのいずれかの次期業務の開始を指示した日から、⑨の工事施工が完了するまでの間を予定する。
ただし、⑨(イ)については、平成27年12月31日まで。

(8) 業務費用について

- ① 業務費用については、コスト（業務原価）プラスマネジメントフィーとし、オープンブック方式（業務費用を受注者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、受注者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式）を採用する。
- ② コスト（業務原価）は、地盤調査等の調査原価、地形測量等の測量原価、基本設計及び詳細設計の実施に必要な設計原価並びに工事施工に係る工事原価（以下「業務原価」という。）とする。
- ③ マネジメントフィーは、業務原価の10%を目安としているが、技術提案を受け付ける。マネジメントフィーは、早期業務及び次期業務ともに同率とする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次の資格を有する者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（(5)②(ロ)の共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 次の①又は②の資格を有する者であること。
- ① 単独申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合、(イ)及び(ロ)の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、(ロ)の条件を満たす者）
- (イ) 設計に関して公共団体等協議の業務実績を有する者
- (ロ) 大規模土工（概ね100万m³以上をいう。）を伴う土木工事の施工実績を有する者
- (ハ) 建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のa及びbの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは2者以内とする。）
- a 当機構関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者
- b (イ)の条件を満たす者
- ② 共同申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合（共同申込みによる共同企業体の構成員数は、建設コンサルタントを除き、3者以内とする。）
- (イ) 共同企業体の代表者は、①の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、①(ロ)の条件を満たす者）
- (ロ) 共同企業体の代表者以外の構成員については、①の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、①(ロ)の条件を満たす者）
- (ハ) 建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のa及びbの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは2者以内とする。）
- a 当機構関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者
- b ①(イ)の条件を満たす者
- (ニ) 本業務の企画競争に参加を希望し、参加表明書を提出しようとする共同企業体は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年12月27日付震災復興推進役公示、当機構ホームページで閲覧のこと。）に示すところ

により、震災復興推進役から山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

- (6) 参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (7) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不相当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (9) 次に掲げる基準を満たす技術者を専任で配置できる者であること。ただし、①及び②の兼任は可とする。なお、共同企業体の場合は、①については代表者から選定すること。
 - ① 本業務全般を管理する統括管理技術者
 - (イ) 建設発生土等の運搬を伴う土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人。）で従事した経験を有する者であること。
 - (ロ) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
 - ② 工事施工に係る主任技術者又は監理技術者
 - (イ) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (ロ) 平成9年4月1日から参加表明書の提出期限までに、担当技術者（一級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、建設発生土等の運搬を伴う土木工事のうち元請けとして施工完了した工事の実績を有する者であること。
 - (ハ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (ニ) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (10) 次に掲げる基準を満たす技術者を各業務の請負契約締結に合わせて配置できる者であること。
 - ① 測量業務に係る主任技術者
測量法（昭和24年法律第188号）に基づき登録された測量士の資格を有する者
 - ② 地質調査に係る主任技術者
地質調査に関する知識を有する者
 - ③ 設計業務に係る管理技術者及び照査技術者

下記のいずれかの資格等を有し、登録を行っている者

- (イ) 技術士（建設部門又は総合技術監理部門：建設）
 - (ロ) R C C M
 - (ハ) (イ)及び(ロ)と同等以上の資格を有する者であると大臣が認定した者
- ④ その他関連法令で定める技術者等を必要な期間配置できること。

3 技術提案書を特定するための評価項目

- (1) マネジメントの執行体制及び実施方法
- (2) 早期整備工事及び次期整備工事1に係る施工計画の提案
- (3) 早期着手及び完了に向けた合理的な施工手順の提案

4 施工方法等の確認及び価格交渉

技術提案書を提出した者と技術提案資料等に係るヒアリングを実施した後、技術提案書を特定し、優先交渉権者として施工方法等の確認を行い、その後確認された内容に基づき価格交渉を行う。交渉が成立した場合に、後日見積合せを行う。交渉が成立しなかった場合は次点交渉権者と価格交渉を行い、以降交渉が成立するまで次順位の交渉権者と交渉を行う。

5 手続等

(1) 担当支社等

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階
独立行政法人都市再生機構

岩手震災復興支援局 総務経理チーム 清水 一広

電話：019-604-3066 FAX：019-604-3028

(2) 説明書の交付期間及び場所

平成24年12月27日から平成25年1月21日まで

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階
独立行政法人都市再生機構

岩手震災復興支援局 基盤施設設計チーム 飯田 茂充

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 平成25年1月21日午後5時

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出方法 持参すること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 平成25年2月22日午後5時

② 提出場所 (2)に同じ。

③ 提出方法 持参すること。

6 その他

(1) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付 ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による

保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。
- (5) 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は2 (5)②(ニ)に掲げる共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けていないもの(一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (6) 本業務に関する説明会を行う。
- (7) 詳細は業務説明書による。

7 Summary

- (1) Classification of the services to be procured : 41,42
- (2) Subject matter of the contract : Integral work of construction and other related operations of earthquake disaster reconstruction project at Yamada Town
- (3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents : 5:00P.M. (Local time), 21 January, 2013 (submit by mail not to be allowed)
- (4) Time-limit for the submission of proposals : 5:00P.M. (Local time), 22 February, 2013 (submit by mail not to be allowed)
- (5) Contact point for tender documents : Kazuhiro Shimizu, General Affairs & Account Settlement Team, Iwate Office for Support for Earthquake Disaster Reconstruction, Urban Renaissance Agency, 1-7-25, Chuodori, Morioka City, Iwate Prefecture, 020-0021, TEL 019-604-3066

競争参加資格者の資格に関する公示

共同企業体の競争参加資格審査申請書の受付について

独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援局が発注する次の業務に係る共同企業体の競争参加資格審査申請を次のとおり受け付けることとしたので、公示する。

平成24年12月27日

独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小山 潤二

- 1 業務名 山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務
- 2 業務場所 岩手県下閉伊郡山田町織笠他
- 3 業務の概要

本業務は、整備内容が確定し、速やかに工事着手する早期業務と、現時点では整備範囲や土地利用計画等が変更となる可能性があり、条件が整った段階で実施する次期業務を包含している。

- (1) 早期業務においては、当機構が実施する関係機関等との調整及び基本設計に基づいて、以下の業務を実施する。

- ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
- ② 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
- ③ 公共団体等との設計協議
- ④ 施工開始後の他企業との調整
- ⑤ 地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査（以下「地盤調査等」という。）並びに地形測量等
- ⑥ 残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
- ⑦ 許認可等に係る図書作成
- ⑧ 工事施工（早期整備工事）
織笠地区 整地面積A=14ha、土工事量（土砂V=43万³m³、軟岩ⅠV=20万³m³、軟岩ⅡV=1万³m³、盛土V=30万³m³）、土運搬量V=34万³m³（地区外運土）、法面整形A=1.5ha、工事用道路・防災仮設工・地区外仮排水路・軟弱地盤改良 一式
- ⑨ 履行期間 契約締結の翌日から平成27年6月30日まで。

- (2) 次期業務においては、当機構が実施する関係機関等との調整と連携して、以下の業務を実施する。

- ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
- ② 関連公共施設を含む施工計画の検討
- ③ 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
- ④ 公共団体等との設計協議
- ⑤ 施工開始後の他企業との調整
- ⑥ 地盤調査等及び地形測量等
- ⑦ 基本設計の修正、残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
- ⑧ 許認可等に係る図書作成
- ⑨ 工事施工

- (イ) 次期整備工事 1

山田地区 整地面積 概ね5ha、土工事量V=72万³m³、土運搬量V=72万³m³（地区外運土）、工事用道路・防災仮設工 一式

- (ロ) 次期整備工事 2

- 1) 織笠地区 宅地整備面積 最大で概ね14ha、道路工、排水工、防災仮設工、関連道路・関連上水道・関連公共下水道等 一式
 - 2) 山田地区 整地面積 最大で概ね45ha、宅地整備面積 最大で概ね50ha、道路工、排水工、防災仮設工、関連道路・関連上水道・関連公共下水道等 一式
- ⑩ 履行期間 発注者が①から⑨までのいずれかの次期業務の開始を指示した日から、⑨の工事施工が完了するまでの間を予定する。

ただし、⑨(イ)については、平成27年12月31日まで。

4 申請書の受付等

- (1) 用紙の配布期間及び場所 平成24年12月28日から平成25年1月21日まで
独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援局 総務経理チーム
- (2) 受付期間及び場所 平成24年12月28日から平成25年1月21日まで
独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援局 総務経理チーム
- (3) 提出書類 共同企業体参加資格審査申請書、共同企業体協定書及び委任状

5 共同企業体の構成基準

(1) 構成員の組合せ

当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（(5)②(ロ)の共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。なお、共同企業体の構成員数は建設コンサルタントを除き3者以内の組合せとする。また、建設コンサルタントを構成員に含む場合は、建設コンサルタントは2者以内とする。

(2) 構成員の技術的要件

- ① 単独申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合
 (イ)及び(ロ)の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、(ロ)の条件を満たす者）
 (イ) 設計に関して公共団体等協議の業務実績を有する者
 (ロ) 大規模土工（概ね100万m³以上）を伴う土木工事の施工実績を有する者
 (ハ) 建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のa及びbの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは2者以内とする。）
 a 当機構関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者
 b (イ)の条件を満たす者
- ② 共同申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合（共同申込みによる共同企業体の構成員数は、建設コンサルタントを除き、3者以内とする。）
 (イ) 共同企業体の代表者は、①の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、①(ロ)の条件を満たす者）
 (ロ) 共同企業体の代表者以外の構成員については、①の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、①(ロ)の条件を満たす者）
 (ハ) 建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のa及びbの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは2者以内とする。）
 a 当機構関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者
 b ①(イ)の条件を満たす者

(3) 出資比率

「土木工事」の認定者における、その業務分担に係る各構成員（建設コンサルタントを除く。）の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。また、

「土木設計」の認定者における、その業務分担に係る各構成員（建設コンサルタント）の出資比率は、2者の場合は30%以上とする。

(4) 代表者要件

代表者は、建設コンサルタントを除く各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

6 認定資格の有効期間

認定の日から本業務が完了する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本業務に係る最初の契約が締結される日までとする。

7 その他

(1) 共同企業体の名称は、「〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体」（注：〇〇・△△は構成員の名称）とする。

(2) 5(2)に該当する工事経歴書を添付すること。

以 上

参加資格審査申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役 小山 潤二 殿

(共同企業体の名称) ○○・△△山田町震災復興事業共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

この度、連帯責任によって、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援局発注の山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の共同施行を行うため、共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、当該業務の企画競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以上

〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援局発注に係る山田町震災復興事業の工事施工等に関する一
体的業務（当該業務内容の変更に伴う業務及び次期業務を含む。以下、単に「業務」という。）の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。
(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、業務に係るすべての請負契約の履行後3ヵ月を経過するま
での間は、解散することができない。

- 2 業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る最初
の請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び氏名)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇株式会社

・

・

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇株式会社
---------------	----------

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかに
したうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、
受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の分担業務額)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変
更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇業務（50%）	〇〇〇〇株式会社
（30%）	〇〇〇〇株式会社
（20%）	〇〇〇〇株式会社
その他の業務（70%）	〇〇〇〇株式会社
（30%）	〇〇〇〇株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の施行の基本に関する
事項、資金管理方法、下請け企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協
議のうえ決定し、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履
行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度、当該業務について決算するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第13条 構成員は、その分担業務の施行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第14条 業務施行中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第15条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第17条 構成員は、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が当該構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

代表者 住所
〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇印

住所
〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇印

・
・

住所
〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇印

記入参考例

〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体協定書第8条に基づく協定書

独立行政法人都市再生機構発注に係る下記業務については、〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務を次のとおり定める。

記

1 業務名称 山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務

2 分担業務額（消費税分含む。）

〇〇〇業務（50%）	〇〇建設株式会社	〇〇円
（30%）	〇〇建設株式会社	〇〇円
（20%）	〇〇建設株式会社	〇〇円
その他業務（70%）	〇〇コンサル株式会社	〇〇円
（30%）	〇〇コンサル株式会社	〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、業務の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体

代表者	〇〇建設株式会社	代表取締役	〇〇〇〇	㊟
	□□建設株式会社	代表取締役	〇〇〇〇	㊟
			・	
			・	
	〇〇コンサル株式会社	代表取締役	〇〇〇〇	㊟

以 上

平成 年 月 日

委 任 状

独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小山 潤二 殿

(共同企業体の名称) ○○・△△山田町震災復興事業共同企業体

共同企業体 構 成 員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
----------------	------------------------	---

共同企業体 構 成 員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
----------------	------------------------	---

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の契約について、下記の権限を委任します。

受 任 者 共同企業体代表者	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
-------------------	------------------------	---

記

(委任事項)

1. 見積り及び入札について
2. 契約に関すること
3. 支払金の請求及び領収について

以 上

山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務説明書

独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援局の「山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」に係る手続開始の公示に基づく企画競争参加については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

なお、本手続は、試行的に公募型プロポーザル方式及び価格交渉により、契約の相手方を決定するものである。

手続開始の公示日 平成24年12月27日

1 業務概要

- (1) 発注者 独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役 小山 潤二
- (2) 業務名 山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務
- (3) 業務場所 岩手県下閉伊郡山田町織笠他
- (4) 本業務は、相互間で運土等の調整が必要な織笠地区及び山田地区について、調査、測量、設計及び施工の一体的なマネジメントを実施することで、山田町震災復興事業の早期着手及び円滑な事業促進を図るものである。
- (5) 本業務は、整備内容が確定し速やかに工事着手する早期業務と現時点では整備範囲や土地利用計画等が変更となる可能性があり、条件が整った段階で実施する次期業務を包含している。
- (6) 早期業務においては、当機構が実施する関係機関等との調整及び基本設計に基づいて、以下の業務を実施する。
 - ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
 - ② 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
 - ③ 公共団体等との設計協議
 - ④ 施工開始後の他企業との調整
 - ⑤ 地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査（以下「地盤調査等」という。）並びに地形測量等
 - ⑥ 残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
 - ⑦ 許認可等に係る図書作成
 - ⑧ 工事施工（早期整備工事）
織笠地区 整地面積A=14ha、土工事量（土砂V=43万³m³、軟岩ⅠV=20万³m³、軟岩ⅡV=1万³m³、盛土V=30万³m³）、土運搬量V=34万³m³（地区外運土）、法面整形A=1.5ha、工事用道路・防災仮設工・地区外仮排水路・軟弱地盤改良 一式
 - ⑨ 履行期間 契約締結の翌日から平成27年6月30日まで。
- (7) 次期業務においては、当機構が実施する関係機関等との調整と連携して、以下の業務を実施する。
 - ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
 - ② 関連公共施設を含む施工計画の検討
 - ③ 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
 - ④ 公共団体等との設計協議
 - ⑤ 施工開始後の他企業との調整（早期業務における(6)①～④及び次期業務における(7)①～⑤を包含して、以下「マネジメント業務」という。）

- ⑥ 地盤調査等及び地形測量等
 - ⑦ 基本設計の修正、残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
 - ⑧ 許認可等に係る図書作成
 - ⑨ 工事施工
 - (イ) 次期整備工事 1
 - 山田地区 整地面積 概ね5ha、土工事量 $V=72$ 万 m^3 、土運搬量 $V=72$ 万 m^3 （地区外運土）、工事用道路・防災仮設工 一式
 - (ロ) 次期整備工事 2
 - 1) 織笠地区 宅地整備面積 最大で概ね14ha、道路工、排水工、防災仮設工、関連道路・関連上水道・関連公共下水道等 一式
 - 2) 山田地区 整地面積 最大で概ね15ha、宅地整備面積 最大で概ね49ha、道路工、排水工、防災仮設工、関連道路・関連上水道・関連公共下水道等 一式
 - ⑩ 履行期間 発注者が①から⑨までのいずれかの次期業務の開始を指示した日から、⑨の工事施工が完了するまでの間を予定する。ただし、⑨(イ)については、平成27年12月31日まで。
 - なお、⑨(ロ)の工事施工の一部又はすべてについて、1(9)①の基本協定の締結日から2ヶ年の間までに工事施工の目的が立たないなどの事由が発生した場合には、発注者及び受注者協議のうえ、当該工事施工を行わないものとする。
- (8) 業務費用について
- ① 業務の実施に必要な費用は、業務の実施に要する原価（以下「業務原価」という。）とマネジメント業務に要するマネジメントフィーとし、その合計をコストプラスマネジメントフィーいう。
 - なお、本業務は、オープンブック方式（業務費用を受注者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、受注者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式。以下同じ。）を採用する。
 - ② コスト（業務原価）は、地盤調査等の調査原価、地形測量等の測量原価、基本設計の修正及び詳細設計の実施に必要な設計原価並びに工事施工に係る工事原価（以下「業務原価」という。）とする。
 - (イ) 調査原価
 - 地盤調査等にあつては、「直接調査費、間接調査費、業務管理費及び一般管理費等」とする。一般管理費等については、「地質調査積算要領（平成23年10月）独立行政法人都市再生機構」に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難い場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。
 - (ロ) 測量原価
 - 地形測量にあつては、「直接測量費、間接測量費及び一般管理費等」とする。一般管理費等については、「測量作業積算要領（平成23年8月）独立行政法人都市再生機構」に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難い場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。
 - (ハ) 設計原価
 - 基本設計の修正及び詳細設計にあつては、「直接人件費、諸経費及び技術経費」とする。諸経費率及び技術経費率については、「都市整備事業に係る設計業務等委託料基準・同解説（平成16年7月1日）独立行政法人都市再生機構」に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難い場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。
 - なお、上記「地質調査積算要領」、「測量作業積算要領」及び「都市整備事業に係

る設計業務等委託料基準・同解説」における業務費の構成及び経費の算出要領については、岩手震災復興支援局基盤施設設計チームにおいて、閲覧に供する。また、必要に応じて配布する。

(ニ) 工事原価

i 工事原価は、工事の施工に必要な「直接工事費、共通仮設費及びマネジメント業務を含む現場配置技術者の人件費等」とする。

ii 工事原価に含める配置技術者の人件費等は、以下のとおりとする。

・現場労働者に係る次の費用

- 1 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- 2 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- 3 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 4 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

・現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

・固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く。

・自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料

・現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

・現場従業員に係る退職金及び退職金引当金繰入額

・現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

・事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

・通信費、交通費及び旅費

・工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

・工事施工を専門工業者等に外注する場合に必要な経費

・工事实績等の登録に要する費用

・原価性のある広告諸経費

・原価性のある雑費

(ホ) インセンティブ基準価格の設定とインセンティブ

i 発注者及び受注者は、(ニ)のコスト縮減等を算定するための基準となる価格（以下「インセンティブ基準価格」という。）を設定するものとする。

ii 受注者が工事施工を実施するにあたり、以下に掲げる事項が発生した場合には、発注者は業務原価及びマネジメントフィーに対し、インセンティブフィーとしてコスト縮減額の50%相当額を支払うものとする。

・早期業務において、設計VE等によりインセンティブ基準価格が安価となった場合

・工事施工において、施工時VEによりインセンティブ基準価格が安価となった場合

・工事施工において、施工時VEと同等と認められ、インセンティブ基準価格が安価となった場合

iii 発注者及び受注者は、工事原価に関して不用意な増額を防止するために、上限

額の設定を行うものとする。上限額は、発注者と受注者の協議により決定される発注者から受注者に移転するリスクの額（以下「リスク管理費」という。）を(ホ) i のインセンティブ基準価格に加えたものとする。リスク管理費の設定に当たっては、技術提案において想定される発注者及び受注者のリスク項目を受け付け、受注者が決定した後に、発注者及び受注者の間で協議の上、具体の項目及び金額を決定する。

- iv i のインセンティブ基準価格、ii のインセンティブフィー及びiii のリスク管理費は、以下の4区分で設定するものとし、発注者と受注者は、別添様式により「山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定に基づく工事施工のインセンティブ基準価格等の設定に関する確認書」（以下「確認書」という。）を交換するものとする。
- ・ 早期業務
 - ・ 次期整備工事1及び次期整備工事1に関連する次期業務（以下「次期1業務」という。）
 - ・ 織笠地区に係る次期整備工事2及び次期整備工事2に関連する次期業務
 - ・ 山田地区に係る次期整備工事2及び次期整備工事2に関連する次期業務（織笠、山田地区に係る次期整備工事2及び次期整備工事2に関連する次期業務を以下「次期2業務」という。）
- v 早期業務の工事原価に係る当初のインセンティブ基準価格は、工事請負契約の締結に先立ち、価格交渉によって合意した額とする。
- vi 発注者及び受注者は、以下に掲げる事由が生じた場合には、双方協議のうえ、インセンティブ基準価格と確認書を変更するものとする。
- ・ 受注者が実施する詳細設計によって工事原価が変更となった場合
 - ・ 設計VE等によって工事原価が安価となった場合
 - ・ 工事の施工に伴って、リスク管理費に見込んだ項目が発現し、工事原価に組み入れられた場合
 - ・ 各契約図書の記載内容の変更によって工事原価が変更となった場合
- ③ マネジメントフィーは、業務原価の10%を目安としているが、技術提案書において、マネジメントフィーの率についての提案を受け付ける。また、マネジメントフィーは、早期業務及び次期業務ともに同率とする。
- マネジメントフィーは、企業の継続運営等に必要な費用として以下に掲げるものが含まれるものとする。
- ・ 取締役及び監査役に対する報酬
 - ・ 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
 - ・ 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
 - ・ 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
 - ・ 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
 - ・ 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
 - ・ 通信費、交通費及び旅費
 - ・ 電力、水道、ガス、蒔炭等の費用
 - ・ 技術研究、開発等の費用
 - ・ 広告、公告及び宣伝に要する費用
 - ・ 事務所、寮、社宅等の借地借家料
 - ・ 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

- ・新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
 - ・新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却費
 - ・不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課
 - ・契約の保証に必要な費用
 - ・火災保険その他の損害保険料
 - ・電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用
 - ・法人税、都道府県民税、市町村民税等
 - ・支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用
 - ・株主配当金、役員賞与金及び内部留保金
 - ・経理及び監査に必要な費用
 - ・工事に関連する調査、測量、設計及び工事施工の一体的マネジメントに対する技術報酬
- ④ 受注者は、地盤調査等、地形測量等、修正基本設計、詳細設計及び工事施工の契約の相手方（以下「専門業者」という。）を選定し、受注者と専門業者との間の契約及び支払については、オープンブック方式を採用する。
- ⑤ 受注者は、オープンブックの実施にあたり、業務原価についての算出根拠及び証拠書類を発注者に提出するものとする。なお、オープンブックの実施方法等については、(9)①の基本協定第13条第7項に基づく「震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係るオープンブックの実施に関する確認書（標準案）」を基本とする。
- ⑥ 発注者は、⑤の内容に疑義がある場合、受注者に対して詳細な資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑦ 受注者が行う専門業者の選定に当たっては、特定の者に偏ることなく地元企業の活用を図るものとし、契約に先立ち発注者の承諾を得るものとする。なお、(9)①の基本協定第13条第3項に基づく「震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る専門業者の選定に関する確認書（標準案）」を基本とする。
- ⑧ 地元企業の活用にあたっては、専門業者及び数次の下請負人を含めて、広範に検討を行い、最優先で活用を図ること。
 なお、地元企業は以下のとおりとし、地元企業の活用が困難な場合は、その旨を明確にすること。
- ・工事施工、地盤調査等、地形測量等、修正基本設計及び詳細設計
- (イ) 山田町内に主たる営業所を有する企業
- (ロ) 山田町内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所の代表者に契約締結権限が委任されている企業
- (ハ) 宮古市、大槌町又は釜石市に主たる営業所を有する企業
- (ニ) 岩手県に本店、本社を有する企業
- ⑨ 受注者の構成員が専門業者になることは認めない。
- (9) 基本協定等の締結
- ① 基本協定の締結
- 公募型プロポーザル方式及び価格交渉によって契約の相手方を決定したのち、速やかに発注者及び受注者の間で、早期業務及び次期業務を包含して別紙「山田町震災復興事業の工事施工に関する基本協定書」により基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。基本協定書においては、リスク分担表を添付する。
- リスク分担については、受注者からのリスクに関する(8)②(ホ)iiiの技術提案及び発注者における各種調整や現地の状況を踏まえて、基本協定の締結に先立ち、発注者及び受注者の間で詳細な取り決めを行うものとする。

② 早期業務に係る請負契約の締結

- (イ) 発注者及び受注者は、基本協定締結後、早期整備工事について、工事原価（インセンティブ基準価格）にマネジメントフィーを加算した額をもって工事請負契約を締結する。
- (ロ) 受注者は、(イ)の工事請負契約の締結後、速やかにマネジメント業務を開始する。
- (ハ) 1 (9)①の基本協定締結後、速やかに発注者は、受注者に対して、事業認可等の見通しを通知する。受注者は、関連公共施設を含む業務全体の施工手順書を作成する。
- (ニ) 受注者は、(ロ)のマネジメント業務を開始したのちに、地盤調査等、地形測量等及び詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。
- (ホ) 詳細設計完了後、(イ)の工事請負契約に変更の必要が生じた場合、発注者及び受注者は協議のうえ、(8)②(ホ) ii のインセンティブフィーが生じたときはその額を、リスクが発現したときはそのリスク管理費を、それぞれ加算して、契約の変更を行うものとする。

③ 次期1業務に係る請負契約の締結

- (イ) 発注者は、受注者に対して発注者が実施した次期1業務に係る基本設計等の成果物の提供と併せて、次期1業務の開始時期について指示を行うものとする。指示の時期については、基本協定の締結後、速やかに行うことを想定している。
- (ロ) 受注者は、(イ)の成果物の内容を確認し、地盤調査等、地形測量等及び詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。
- (ハ) 発注者及び受注者は、次期1業務の工事施工の実施が確実となった場合に、受注者が実施した詳細設計の成果に基づき、速やかに工事請負契約を締結するものとする。なお、受注者は(9)⑤(イ)の場合を除き、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。

④ 次期2業務に係る請負契約の締結

- (イ) 発注者は、受注者に対して発注者が実施した次期2業務に係る基本設計等の成果物の提供と併せて、次期2業務の開始時期について指示を行うものとする。
- (ロ) 発注者及び受注者は、事業計画変更等により基本設計の修正が生じた場合は、その手続きが完了したのち、修正基本設計の請負契約を締結するものとする。
- (ハ) 受注者は、(ロ)の請負契約締結後、地盤調査等、地形測量等及び詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。
- (ニ) 発注者及び受注者は、次期2業務の工事施工の実施が確実となった場合に、受注者が実施した詳細設計の成果に基づき速やかに工事請負契約を締結するものとする。なお、受注者は(9)⑤(イ)の場合を除き、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。

⑤ 次期業務の工事施工を行わない場合

- (イ) 次期業務の工事施工が、1 (9)①の基本協定締結から2か年の間までに以下に掲げる事由に該当することとなった場合には、発注者と受注者間で協議のうえ、次期業務の一部又は全部を実施しないものとする。
 - i 発注者において、次期業務に係る一部又は全部の工事施工を行わない、若しくは工事施工の見通しが立たないと判断された場合
 - ii 工事原価に関して、発注者と受注者との協議が成立しなかった場合
 - iii 受注者において、工事施工が不可能と判断される事由が生じた場合

(ロ) (イ)により、次期業務の工事施工の一部又は全部を実施しないこととなった場合は、発注者は受注者より、工事施工を行わないと判断された時点までに受注者が実施した業務の成果物の引渡しを受けるものとする。

(ハ) (ロ)の成果物の引渡しに当たって、精算が必要な場合には、発注者及び受注者が協議の上、請負契約の変更を行うものとする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次の資格を有する者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（(5)②(ロ)の共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、1,150点）以上であること（上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、1,150点）以上であること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 次の①又は②の資格を有する者であること。
 - ① 単独申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合
 - (イ) 及び(ロ)の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、(ロ)の条件を満たす者）
 - (イ) 設計に関して公共団体等協議の業務実績を有する者
 - (ロ) 大規模土工（概ね100万m³以上をいう。以下同じ。）を伴う土木工事の施工実績を有する者
 - (ハ) 建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のa及びbの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは2者以内とする。）
 - a 当機構関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者
 - b (イ)の条件を満たす者
 - ② 共同申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合（共同申込みによる共同企業体の構成員数は、建設コンサルタントを除き、3者以内とする。）
 - (イ) 共同企業体の代表者は、①の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、①(ロ)の条件を満たす者）
 - (ロ) 共同企業体の代表者以外の構成員については、①の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、①(ロ)の条件を満たす者）
 - (ハ) 建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のa及びbの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは2者以内とする。）
 - a 当機構関東地区における平成23・24年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者
 - b ①(イ)の条件を満たす者
- (ニ) 本業務の企画競争に参加を希望し、参加表明書を提出しようとする共同企業体は、

「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年12月27日付震災復興推進役公示、当機構ホームページで閲覧のこと。）に示すところにより、震災復興推進役から山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

- ③ ①(イ)の実績として認められるのは、公共機関（当機構、公団、国、地方公共団体、公社等をいう。以下同じ。）又は民間との契約であり、契約書の写し（一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、登録の写し）又は実施したことが証明できるものの写しを添付すること。

①(ロ)の施工実績については、契約書の写し（一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録の写し）及び確実に完了した工事であることを証明できるもの（引渡書、引渡証明書等）の写しを添付すること。

- (6) 参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (7) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (9) 次に掲げる基準を満たす技術者を専任で配置できる者であること。ただし、①及び②の兼任は可とする。なお、共同企業体の場合、①については代表者から選定すること。

① 本業務全般を管理する統括管理技術者

- (イ) 建設発生土等の運搬を伴う土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人）で従事した経験を有する者であること。
- (ロ) 申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- (ハ) 実際の業務実施に当たって、配置予定統括管理技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得た上で、上記(イ)及び(ロ)の条件を満たす技術者を配置すること。

② 工事施工に係る主任技術者又は監理技術者

- (イ) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
・同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者
- (ロ) 平成9年4月1日から参加表明書の提出期限までに、担当技術者（一級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、建設発生土等の運搬を伴う土木工事のうち元請けとして施工完了した工事の実績を有すること。
- (ハ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (ニ) 申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- (ホ) 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、3名を限度とする。
- (ヘ) 実際の工事実施に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する

場合は、上記(イ)から(ニ)までの条件を満たす技術者を配置すること。

- (10) 次に掲げる基準を満たす技術者を各業務の請負契約締結に合わせて配置できること。
なお、兼任は可とするが、設計業務に係る管理技術者及び照査技術者は兼任できない。
また、常駐、専任ともに不要である。

- ① 測量業務に係る主任技術者
測量法（昭和24年法律第188号）に基づき登録された測量士の資格を有する者
- ② 地質調査に係る主任技術者
地質調査に関する知識を有する者
- ③ 設計業務に係る管理技術者及び照査技術者
下記のいずれかの資格を有し、登録を行っている者
 - (イ) 技術士（建設部門又は総合技術監理部門：建設）
 - (ロ) R C C M
 - (ハ) (イ)及び(ロ)と同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者
- ④ その他関連法令で定める技術者等を必要な期間配置できること。

- (11) 共同企業体の場合の登録申請等

- ① 登録申請
本業務の企画競争に参加を希望し、4(1)の参加表明書を提出しようとする共同企業体は、当機構の所定様式による「参加審査申請書」、「共同企業体協定書」及び「委任状」（以下「共同企業体登録書等」という。）を提出しなければならない。
- ② 共同企業体登録書等の交付
設計図面及び現場説明書等と共に交付する。
- ③ 共同企業体登録書等の提出期間、場所及び方法
提出期間：平成25年1月7日（月）から平成25年1月21日（月）までの土曜日及び日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）
提出場所：〒020-0021
岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階
独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援局 総務経理チーム
電話：019-604-3066 FAX：019-604-3028
提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
なお、上記期間内に「共同企業体登録書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本業務の企画競争に参加することはできない。

- (12) 共同企業体の構成基準

- ① 構成員の数及び組合せ
共同企業体の構成は、建設コンサルタントの構成員を除き、2(1)から(10)までに掲げる条件を全て満たしている者同士の2又は3者の組合せとする。また、建設コンサルタントを構成員に加える場合には、1又は2者とする。
- ② 構成員の技術的要件
発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。
- ③ 出資比率
「土木工事」の認定者における、その業務分担に係る各構成員（建設コンサルタントを除く。）の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。また、「土木設計」の認定者における、その業務分担に係る各構成員（建設コンサルタン

ト)の出資比率は、2者の場合は30%以上とする。

④ 代表者要件

代表者は、建設コンサルタントを除く各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⑤ 経常建設共同企業体及びその構成員は、本共同企業体の構成員として申請することはできない。

(13) 認定資格の有効期限

認定の日から本業務が完了する日までとする。

ただし、落札者以外の者にあつては、本業務に係る契約が締結される日までとする。

(14) その他

共同企業体の名称は、「〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体」（注：〇〇・△△は構成員の名称）とする。

3 担当支社等

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階

独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援局 総務経理チーム

電話：019-604-3066 FAX：019-604-3028

4 参加表明書の提出等

- (1) 本企画競争の参加希望者は、2に掲げる参加資格を有することを証明するために、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。契約担当役は、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を選定する。なお、2(2)(建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、2(5)①(ハ)a又は②(ハ)aの認定を受けていない者も参加表明書を提出できるが、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

- ① 提出期間：平成25年1月7日（月）から平成25年1月21日（月）までの土曜日及び日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

- ② 提出場所：〒020-0021

岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階

独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援局 総務経理チーム

電話019-604-3066

- ③ 提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 参加表明書は、別添様式1から別添様式7まで（全てA4判）により作成すること。

- (3) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、下記②の業務等の実績及び③に掲げる2(9)②の配置予定管理技術者の経験については、平成9年度以降（平成9年4月1日から参加表明書提出期限まで）に業務が完了し、引渡しが進んでいるもの限り記載すること。

- ① 登録状況

当機構関東地区における土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けている者は、別添様式2により平成23・24年度の一般競争参加資格認定通知書の写しを提出すること。

また、建設コンサルタントを構成員とする場合には、当機構関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者は、平成23・24年度競争参加資格認定通知書の写しを別添様式3により提出すること。

- ② 業務等の実績

2 (5)①(イ)(ロ)又は②(イ)(ロ)の業務等の実績を別添様式4及び5に記載すること。
なお、実績として記載した工事及び業務の履行を証する書類の写しを提出すること。

ただし、建設コンサルタントを共同企業体の構成員とする場合には、2 (5)①(ハ)b
又は②(ハ)bの実績を別添様式5に記載すること。なお、業務実績を証する書類の写しを提出すること。

③ 配置予定技術者の経験又は資格

2 (9)①及び②の配置予定技術者の経験又は資格について、別添様式6及び7に記載すること。また、資格を有することを証する書類の写し等を添付すること。

④ 契約書の写し

②及び③の実績等として記載した契約書（仕様書を含む。）の写しを提出すること。

(4) その他

① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された参加表明書は、返却しない。

③ 契約担当役は、提出された参加表明書を、技術提案書提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加表明書に関する問合せ先

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階
独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援局 基盤施設設計チーム
電話019-601-6455

5 業務説明会

業務説明会を次の要領で行う。

(1) 日 時： 平成25年1月9日（水） 午後2時

(2) 場 所： 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
盛岡地域交流センター（マリオス） 18階会議室

(3) 参加方法： 上記会議室入口で受付（名刺提出）し、入室すること。
なお、下記資料については、事前に各自で用意し持参すること。
（業務説明書、基本協定書、請負契約書、設計図書及び特記仕様書）

6 業務説明書に対する質問

(1) この説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：平成24年12月28日（金）から平成25年2月7日（木）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

② 提出場所：4 (4)⑤に同じ。

③ 提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 期間：平成25年2月13日（水）から平成25年3月15日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

② 場所：4 (4)⑤に同じ。

7 選定・非選定の通知

(1) 参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件に適合しない場合は選定しない。

(2) 参加表明書を提出した者のうち、選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び

- その理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- (3) 選定しなかった旨の通知を受けた者は、契約担当役に対して非選定理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後5時
- ② 提出場所：4(1)②に同じ。
- ③ 提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- 8 技術提案書の提出要請
参加表明の選定者には技術提案書の提出を要請する。（各選定者に提出要請書を送付）
- 9 技術提案書に求める内容は以下のとおりとする。
- (1) マネジメントの執行体制及び実施方法
- (2) 早期整備工事及び次期整備工事1に係る施工計画の提案
- (3) 早期着手及び完了に向けた合理的な施工手順の提案
- 10 技術提案書の留意事項
- (1) 契約担当役は、技術提案書を提出した者の中から価格交渉を行う者を特定する。提出期間内に技術提案書が提出場所に到達しなかった場合は、特定されない。また、特定されなかった場合には、価格交渉に参加することはできない。
- ① 提出期間：平成25年1月24日（木）から平成25年2月22日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）
- ② 提出場所：4(4)⑤に同じ。
- ③ 提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 技術提案書の作成方法
- ① 技術提案については、別添様式8及び別添様式9（全てA4判）に記載すること。技術提案については、9(1)は4枚以内、9(2)、(3)は2枚以内で作成すること。
なお、文字サイズは10ポイント以上とし、図表を挿入する場合には、判読可能な範囲とする。
- ② 技術提案書はクリップ止めとし、ホッチキス止めは行わないこと。
- (3) 技術提案書の無効
技術提案書は調査、検討及び業務における取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。この説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書又はこの説明書の条件に適合しない技術提案書は無効とする場合があるので注意すること。
- (4) 技術提案書のヒアリング
技術提案書のヒアリングを次の要領で行う。
- ① 日時：平成25年3月4日（月）から平成25年3月8日（金）までを予定する。
午前10時から午後5時まで
- ② 場所：4(4)⑤に同じ。
- ③ その他：企業別のヒアリング日時及び実施概要等は追って通知する。
- (5) 本業務において、手続に参加する者が関係法人1者だった場合（関係法人を構成員とする共同企業体1者だった場合を含む。）は、当該手続を中止し、再公募を実施する。
- 11 技術提案書を特定するための評価基準
技術提案書の評価項目、基準及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
技術提案	<p>1 マネジメントの執行体制及び実施方法</p> <p>①統括管理技術者の実務経験等 ②マネジメント執行体制 ③マネジメント業務に当たっての着眼点と執行方針 ④マネジメントフィー率の提案とその根拠 ⑤発注者が提示した標準案に基づくオープンブックの実施の可否及び具体的な実施方法 ⑥発注者が提示した標準案に基づく地元企業を含む専門業者の選定の可否及び具体的な選定方法</p> <p>について判断し、以下である場合に優位に評価する。()内は、本技術提案内のウェイトである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の内容、規模に対して、十分なマネジメントが期待できる場合(4) ・マネジメントフィー率が適正で、提案根拠に十分な裏付けがある場合(2) ・標準案に基づくオープンブックの実施が可能であり、かつ適切である場合(1) ・標準案に基づく専門業者の選定が可能であり、かつ適切である場合(1) 	<p>最高配点を 40 点とし、10 点刻みの 5 段階で評価</p>
	<p>2 早期整備工事及び次期整備工事 1 に係る施工計画の提案</p> <p>①岩土工等の破碎、掘削及び盛土に関する施工方法 ②残土運搬ルートである国道 45 号線の混雑緩和対策 ③上記①、②を踏まえた工期短縮及びコスト縮減</p> <p>について判断し、以下である場合に優位に評価する。()内は、本技術提案内のウェイトである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械等の調達を含めて施工方法に具体性があり、かつ品質確保が期待できる場合(1) ・国道 45 号線の混雑緩和対策が現地条件を踏まえたもので、かつ実現性がある場合(1) ・6 か月以上を最大評価として、実現性の高い工期短縮が期待できる場合(1) ・コスト縮減に向けた具体的視点や強い取り組み姿勢が認められる場合(1) 	<p>最高配点を 20 点とし、5 点刻みの 5 段階で評価</p>
	<p>3 早期着手及び完了に向けた合理的な施工手順の提案</p> <p>①早期着手のための具体的対応 ②早期整備工事から次期整備工事全体に渡る施工手順 (発注者が行う事業認可、法手続き等についても明示すること。) ③上記②の施工手順に基づいて、工期又はコストに大きな影響を及ぼす主要ポイント及びリスクの抽出</p> <p>について判断し、以下である場合に優位に評価する。()内は、本技術提案内のウェイトである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレコンストラクション領域を含めて、施工手順に妥当性がある場合(1) ・早期の工事着手及び完了に向けて、施工手順上の工夫がある場合(1) ・現地条件を踏まえるなど、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合(1) ・本業務を踏まえた的確なリスクが抽出され、実現性の高い回避方策が示されている場合(1) 	<p>最高配点を 20 点とし、5 点刻みの 5 段階で評価</p>

評価項目	評価基準	配点
ヒアリング	<p>4 統括監理技術者等に対するヒアリング</p> <p>①本業務に対する理解 ②本業務に対する取組み意欲</p> <p>について判断し、以下である場合に優位に評価する。()内は、ヒアリング内のウェイトである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント業務を含む本業務に対する理解度が高いと認められる場合(2) ・本業務に対する取組み意欲が強く感じられる場合(2) <p>※本業務に対する理解度等のヒアリング内容については、技術提案1の「マネジメントの執行体制及び実施方法」に反映させる。</p>	最高配点を20点とし、5点刻みの5段階で評価
評価合計点		/100

12 特定・非特定の通知

(1) 技術提案書を提出した者のうち、評価合計点が最上位である者を価格交渉の優先交渉権者と決定する。なお、評価合計点が次点の者を次点交渉権者、同様にそれ以降の交渉権者についても決定する。

なお、評価合計点が最上位である者が同点の場合は、抽選により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(2) 技術提案書を提出した者のうち、特定しなかった者に対して、特定しなかった旨、その理由（以下「非特定理由」という。）及び評価合計点を契約者が決定したのちに書面により通知する。

(3) 特定しなかった旨の通知を受けた者は、契約担当役に対して非特定理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

① 提出期限：特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後5時

② 提出場所：4(1)②に同じ。

③ 提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

13 施工方法等の確認及び価格交渉の日時、場所及びその方法

施工方法等の確認及び価格交渉は、12(1)により決定した優先交渉権者と次のとおり行う。

(1) 日時：平成25年3月18日（月）午後2時00分を予定する（日時を変更する場合は別途通知する。）。

(2) 場所：〒020-0021

岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階
独立行政法人都市再生機構
岩手震災復興支援局 入札室

(3) 方法

① 優先交渉権者は、工事の施工内容等に精通し、見積書の内容を十分理解しており、

価格について協議・合意ができる者（原則3名以内）を交渉者とする。

- ② 優先交渉権者は、マネジメントフィー（必要なマネジメントフィーを説明できる補足資料を含む。）及び設計図書の数値総括表の種別で、業務原価の内訳が分かる見積書を持参すること。
- ③ 価格交渉に先立って、施工方法等の確認を行う。
- ④ 価格交渉は、発注者の目標工事額と優先交渉権者の見積書の内訳内容について行い、改善の余地がある場合には、目標工事額及び見積書の見直しを行う。
- ⑤ ④により価格交渉が成立した場合は、その内容に基づき、後日見積合せを行う。
- ⑥ ④の価格交渉の結果、改善の余地がなかった場合には、価格交渉は不成立とする。
- ⑦ 発注者は、交渉過程の記録を交渉記録書として作成する。
- ⑧ 価格交渉が不成立となった場合には、12(1)により決定した次点交渉権者と①から⑦までの方法により、施工方法等の確認及び価格交渉を行うこととし、以降、価格交渉が成立するまで、次順位の交渉権者と価格交渉等を行う。なお、この場合、価格交渉等の日時及び場所は別途通知する。

14 契約の相手方の決定

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格（13(3)④の交渉結果を反映したもの）に基づいて13(3)⑤により見積合せを行い、契約の相手方を決定する。なお、見積合せが不調となった場合には、13(3)⑧の価格交渉が不成立となった場合と同様に取り扱うものとする。

15 選定経緯の公表

本業務の契約者決定後、速やかに契約内容、技術提案書提出者名及び評価合計点について当機構のホームページで公表するとともに、提案項目毎の評価点、技術提案審査結果に関する詳細、施工方法等の確認及び価格交渉の経緯について公表する。

16 支払条件

- (1) 発注者は、各業務の請負契約に基づき、受注者の請求に基づき前払金を支払うものとする。
- (2) 工事施工における前払金の支払請求は、工事着工の前及び工事の進捗に応じて事業年度ごとに行うものとし、その請求時期は発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) (2)の前払金の算定に当たっては、請負代金額を各事業年度の出来高予定金額と読み替えるものとし、各事業年度の出来高予定金額は発注者と受注者とが協議して定める。
- (4) 各業務の支払については、業務の進捗に応じて受注者が専門業者に支払った額にマネジメントフィーを加算した額を、発注者は受注者の専門業者への支払を確認したのち、支払うものとし、その支払方法については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

17 その他

- (1) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
契約書（交付図書）により、契約書を作成するものとする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ。
- (5) 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は2(5)②(=)に掲げる共同企業体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができ

るが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (6) 火災保険付保の要否 要
- (7) 参加表明者は、この説明書、入札（見積）心得書及び別添1から別添3までの標準契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
なお、入札（見積）心得書については、当機構ホームページで閲覧のこと。
(<http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>)
- (8) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (9) 契約者は、参加表明書に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。
- (10) 本手続は、4月初旬に予定する山田町と当機構との受委託契約の締結を停止条件とする。
- (11) 本業務における「(仮称) マネジメントを活用した事業推進検討会」の実施を予定しており、当該検討会に必要な資料の提出要請及び必要なデータの使用について了解すること。
- (12) 契約者は、工事請負契約及び業務請負契約締結時に、別添4「重要な情報及び個人情報」の保護に関する特約条項を同日付けで締結するものとする。
- (13) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (イ) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (ロ) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- (イ) 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- (ロ) 当機構との間の取引高
- (ハ) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- (ニ) 1者応札又は1者応募である場合はその旨

- ③ 当方に提供していただく情報
 - (イ) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - (ロ) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日
契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

参加表明書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役 小山 潤二 殿

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成24年12月27日付けで手続開始の公示のありました「山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」に係る企画競争に参加を希望したく、別添様式 2～7 の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95条）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（390円）の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別添様式 2

- ・当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度一般競争参加資格の認定

提出者：_____

土木工事に係る平成 23・24 年度一般競争参加資格認定書の写しを提出

別添様式 3

- ・当機構関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：土木設計）に係る一般競争参加資格の認定

提出者：_____

平成 23・24 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：土木設計）に係る一般競争参加資格認定書の写しを提出

別添様式 4

土木工事の施工実績

会社名 _____

項 目		施 工 実 績 事 例
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	総額 百万円（出資比率分 % 百万円）
	工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	受 注 形 態	(1) 単独 (2) 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要 等	工 事 等 内 容	
	施 工 数 量	

- (注1) 施工実績は、業務説明書2(5)①(甲)に示す工事について記載すること。
 (注2) 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに本資料を作成すること。(建設コンサルタントは除く。)
 (注3) 施工実績を証する次の書類を添付すること。
 ①「工事実績情報システム(CORINS)」で証明できる場合は、契約書に代えて登録データ(竣工時)の写し
 ②登録データが無い場合は、工事請負契約書(写し)、設計図書の一部(写し)等
 ※契約書、設計図書(一般図程度)等は、A3又はA4に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。
 (注4) 施工実績は、平成9年度以降(過去15年間)に完成した工事とする。

別添様式 5

業務実績

会社名 _____

項 目		業 務 実 績 事 例
業 務 名 称 等	業 務 名 称	
	発 注 機 関 名	
	実 施 場 所	
	契 約 金 額	総額 百万円
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
業 務 内 容		

(注1) 業務実績は、業務説明書2(5)①(イ)に示す業務について記載すること。

(注2) 共同企業体の建設コンサルタント構成員が複数者となる場合は、構成員ごとに本資料を作成すること。

(注3) 業務実績を証する次の書類を添付すること。

①「測量調査設計業務実績情報データベース (TECRIS)」で証明できる場合は、契約書に代えて登録データの写し

②登録データが無い場合は、契約書(写し)、仕様書(写し)等

※契約書、仕様書等は、A3又はA4に縮小したものを添付すること。ただし、添付する仕様書の中で業務概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。

(注4) 業務実績は、平成9年度以降(過去15年間)に完了した業務とする。

別添様式 6

配置予定技術者の資格・経験
【マネジメント業務】

マネジメント業務に係る 統括管理技術者の氏名		
会社・所属・役職・従事期間		
保有資格・部門・分野 ・取得年月日		
経 験 の 概 要	業務・工事名称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	
	業務・工事概要	

(注1) 専任で配置すること。なお、共同企業体の場合は、代表企業から選定すること。

(注2) 該当業務・工事の TECRIS 又は CORINS の写し等を添付すること。

(注3) 添付資料

- 1) TECRIS 又は CORINS に登録データがない場合は、業務・工事名称等及び業務・工事概要が確認できる、①契約書（写し）及び②設計図書・仕様書（写し）等
※契約書及び設計図書・仕様書等は、A3 又は A4 に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書・仕様書の中で業務概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。
- 2) 配置予定者の、資格を有することを証する書類の写し等
- 3) 提出以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを確認する資料
- 4) 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書（写し）

別添様式 7

配置予定技術者の資格・経験
【工事施工】

工事施工に係る 配置技術者氏名		主任（監理）技術者 ○○ ○○
会社・所属・役職・従事期間		
法令による資格・免許		一級○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号） 監理技術者講習（取得年及び終了証番号）
工事 経 験 の 概 要	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	（都道府県名・市町村名）
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・担当技術者
	工 事 内 容	

（注1）配置技術者氏名欄の（ ）には、主任技術者（監理技術者）の別を記入すること。

（注2）技術者とは、主任技術者又は監理技術者をいう。

（注3）工事経験の概要は、平成9年度以降に完成した工事とする。なお、該当工事のCORINSの写し等を添付すること。

（注4）複数の候補者（3名を限度）を記入する場合は、候補者ごとに、本資料を作成すること。

（注5）添付資料

- 1) CORINS に登録データがない場合は、工事名称等及び工事概要が確認できる、①契約書（写し）及び②設計図書の一部（写し）
※契約書及び設計図書の一部は、A3 又は A4 に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で業務概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。
- 2) 配置予定者の、①一級技術検定合格証明書（写し）、②監理技術者資格証（写し）及び③提出以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを確認する資料
- 3) 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書（写し）

技術提案書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役 ○○ ○○ 殿

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成24年12月27日付けで手続開始の公示のありました「山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」に係る技術提案書を、別添様式 9 の書類を添えて申請します。

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（390円）の切手を貼った長形 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

技 術 提 案 書

1 マネジメントの執行体制及び実施方法

以下の項目について、A4版4枚（①、②で1枚、③、④で1枚、⑤で1枚、⑥で1枚）以内で作成すること。

1 「マネジメントの執行体制及び実施方法」について以下の内容で記載する。

① 統括管理技術者の実務経験等※

※実務経験等とは、建設発生土等の運搬を伴う土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人）に従事した経験をいう。

② マネジメント執行体制

③ マネジメント業務に当たっての着眼点と執行方針

④ マネジメントフィー率の提案とその根拠

⑤ 発注者が提示した標準案に基づくオープニングの実施の可否及び具体的な実施方法

⑥ 発注者が提示した標準案に基づく地元企業を含む専門業者の選定の可否及び具体的な選定方法

(注1) 文字サイズは10ポイント以上とする。

(注2) 必要に応じ説明図・表・根拠等を添付すること。(A3判かA4判とし、両面で1枚とする。なお、説明図等は審査対象としない。)

技 術 提 案 書

2 早期整備工事及び次期整備工事 1 に係る施工計画の提案

以下の項目について、A 4 版 2 枚以内で作成すること。

2 「早期整備工事及び次期整備工事 1 に係る施工計画の提案」について以下の視点で記載する。

- ① 岩土工等の破砕、掘削及び盛土に関する施工方法
- ② 残土運搬ルートである国道45号線の混雑緩和対策
- ③ 上記①、②を踏まえた工期短縮及びコスト縮減

(注 1) 文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(注 2) 必要に応じ説明図・表・根拠等を添付すること。(A 3 判か A 4 判とし、両面で 1 枚とする。なお、説明図等は審査対象としない。)

技 術 提 案 書

3 早期着手及び完了に向けた合理的な施工手順の提案

以下の項目について、A 4 版 2 枚以内で作成すること。

3 「早期着手及び完了に向けた合理的な施工手順の提案」について以下の視点で記載する。

- ① 早期着手のための具体的対応
- ② 早期整備工事から次期整備工事全体に渡る施工手順
(発注者が行う事業認可、法手続き等についても明示すること。)
- ③ 上記②の施工手順に基づいて、工期又はコストに大きな影響を及ぼす主要ポイント及びリスクの抽出

(注 1) 文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(注 2) 必要に応じ説明図・表・根拠等を添付すること。(A 4 判か A 3 判とし、両面で 1 枚とする。なお、説明図等は審査対象としない。)

別添1

工事請負契約書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 年 月 日 から
 年 月 日 まで
- 4 請負代金額 金
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
- 5 契約保証金 納付
- 6 支 払 条 件 前金払50%以内、部分払 回及び完成払

山田町震災復興事業（以下「事業」という。）の円滑な事業促進を図ることを目的として行う一体的業務（以下「業務」という。）の一部として実施する上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所
 氏名

印

受注者 住所
 氏名

印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、第3項各号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（第3項各号に定める書類及び図面を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約における用語の定義は、この契約書で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。
- 一 「基本協定書」とは、この契約を締結するのに先立ち、発注者と受注者との間で締結した「山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定書」をいう。
 - 二 「特記仕様書等」とは、次項第1号から第3号までに掲げる現場説明書、追加説明書及び質問回答書、特記仕様書並びに共通仕様書をいう。
 - 三 「基本設計図書」とは、この契約締結前に、発注者が提示した基本設計図面及びそれに付随する書類をいう。
 - 四 「詳細設計図書」とは、受注者が発注者から別途請け負い、実施する工事の詳細設計（以下「詳細設計」という。）の成果物をいう。
 - 五 「設計図書」とは、特記仕様書等及び基本設計図書若しくは詳細設計図書をいう。
 - 六 「工事」とは、特記仕様書に定める施工に関する業務（仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段を含む。）をいう。
 - 七 「統括管理技術者」とは、山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に従事する統括管理技術者をいう。
 - 八 「専門業者」とは、受注者が契約する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- 3 この契約を構成する書類及び図面は、工事の根幹を成す基本協定書のもと、次の各号に掲げるとおりとし、優先順位は列挙された順序に従うものとする。
- 一 現場説明書、追加説明書及び質問回答書
 - 二 特記仕様書
 - 三 共通仕様書及び土木・造園材料仕様書
 - 四 基本設計図書（詳細設計完了後は詳細設計図書を優先する。）
 - 五 詳細設計図書
- 4 受注者は、工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するための必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した場合も同様とする。
- 7 受注者は、この契約書に定められた発注者と受注者との間の協議が整わないことをもって工事の遂行を拒んではならない。
- 8 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の

定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

12 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

14 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

15 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び概略工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、詳細設計完了後においては、詳細設計図書に基づいて、全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
（専門業者の通知及び承認）

第7条 受注者は、発注者に対して、あらかじめ受注者が契約しようとする専門業者の商号又は名称その他必要な事項を通知し、承認を受けなければならない。
（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づき、受注者が作成した工事の施工のための詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
 - 二 専任監理技術者
 - 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 4 現場代理人、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
（履行報告）
- 第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。
- （工事関係者に関する措置請求）
- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
（工事材料の品質及び検査等）
- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(特記仕様書等と詳細設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、詳細設計図書の内容が、特記仕様書等又は設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を統括管理技術者に請求したときは、当該請求に従わなければならない(受注者が既に工事に着手している場合には、工事に関する必要な修補を含む。)。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条の2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに統括管理技術者を通じて監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書並びに第1条第3項第3号に掲げる共通仕様書が一致しないこと。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの

発注者が統括管理技術者に指示し、受注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

発注者が統括管理技術者に指示し、受注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で

工事目的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者とが協議して、発注者が統括管理技術者に指示し、受注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、特記仕様書等その他の工事に関する指示の変更内容を受注者に指示して、統括管理技術者に設計図書を変更させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第25条 削除

（臨機の措置）

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地

盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(請負代金額の変更)に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注

者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、特記仕様書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、専門業者への支払いを確認の上、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工

事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 前項に規定する前払金の請求は、工事着工の前及び工事の進捗に応じて事業年度ごとに行うものとし、請求時期は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 前項の規定により請求する前払金の算定に当たっては、第1項の請負代金額を各事業年度の出来高予定金額と読み替えるものとし、各事業年度の出来高予定金額は発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 発注者は、第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の5から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の6を越えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに当該工事等に相応する請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第

13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査と専門業者への支払い状況の確認を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額

× (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額

× (1 - 前払金額 / 請負代金額)

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提

出す支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から次の各号に定める期間に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

一 木造の建物等の建設工事の場合 1年

二 コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合 2年

三 造園工事の場合 1年

ただし、コンクリート造等の工作物については、2年とする。

四 設備工事等の場合 2年

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を

控除した額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第42条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者の構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者である

ことが明らかになったとき。

三 受注者が発注者に入札（見積）心得書第3条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発

注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に

代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等に設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第49条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岩手県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは

第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別添 2

測量・土質調査業務請負契約書

1 業務名

2 履行場所

3 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 請負代金額 金
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

5 契約保証金 (免除)

6 支払条件 前金払40%以内、部分払 回及び完成払

山田町震災復興事業(以下「事業」という。)の円滑な事業促進を図ることを目的として行う一体的業務(以下「業務」という。)の一部として実施する上記の業務について、発注者独立行政法人都市再生機構と受注者 〇〇設計共同체는、次の条項によって請負契約を締結する。また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約締結の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 氏名 印

受注者 住所 氏名 印

保証人 住所 氏名 印

(注) 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、業務の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）及び測量業務にあつては作業規程に従いこれを履行しなければならない。

2 この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、業務完了するために必要な一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

3 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第10条に規定する監督員を経由するものとする。この場合、監督員に提出された日をもって、発注者に提出された日とみなす。

4 発注者及び受注者は、この契約に関し、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位を使用するものとする。

5 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

6 この契約において、「専門業者」とは、受注者が契約する下請負人のことをいう。

(工事用地の確保)

第2条 発注者は、作業用地その他設計図書において発注者が提供すべきものとして定められた業務の履行上必要な用地（以下「作業用地等」という。）を、受注者が業務の履行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

(関連工事の調整)

第3条 発注者は、受注者の履行する業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が業務の履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(保証人)

第5条 受注者は、業務を完了することができない場合に、自己に代わって自ら業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てなければならない。

2 前項の保証人は、発注者の定める基準の範囲内において選定しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(専門業者の活用)

第7条 受注者は、業務を実施するに当たり、専門業者を活用するものとする。

(専門業者の通知及び承認)

第8条 受注者は発注者に対して、あらかじめ受注者が契約しようとする専門業者の名称その

他必要な事項の通知し、承認を受けなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第10条 発注者は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の履行の状況の監督又は作業材料、作業機械器具の検査

四 関連する2以上の工事に係る工程等の調整

3 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、書面をもって受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、現場代理人並びに作業現場における業務の履行の技術上の管理をつかさどる者(以下「主任技術者」という。)を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、作業現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約書に基づく受注者の一切の権限(この契約の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の作業現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について作業現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第12条 発注者又は監督員は、現場代理人、主任技術者その他受注者が業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で、業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとる

べきことを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面をもって発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面をもって受注者に通知しなければならない。
(作業材料の品質及び検査等)

第13条 作業材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された作業材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、作業現場内に搬入した作業材料を監督員の承諾を受けずに作業現場外に搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された作業材料については、遅滞なく、作業現場外に搬出しなければならない。
(監督員の立会い及び作業記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された作業材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上履行するものと指定された業務については、当該立会いを受けて履行しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は作業写真等の記録を整備すべきものと指定した作業材料の調合又は業務の履行をするときは、設計図書で定めるところにより当該見本又は作業写真の記録を整備し、遅滞なく、これを監督員に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。監督員が正当な理由がないのに受注者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、書面をもって監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、作業材料を調合して使用し、又は業務を履行することができる。この場合においては、受注者は、当該作業材料の調合又は当該業務の履行を適切に行ったことを証する見本又は作業写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者から受注者へ支給する作業材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する図面等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上、検査して引き渡さなけ

なければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、遅滞なく書面をもってその旨を発注者又は監督員に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面をもって当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であったかくれた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 9 受注者は、業務の完了、業務内容の変更によって不要となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の修正義務、破壊検査等）

第16条 受注者は、業務の履行が設計図書に適合しない場合において、監督員がその修正を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

（条件変更等）

第17条 受注者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- 一 設計図書と作業現場の状態とが一致しないこと。
- 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
- 三 作業現場の地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件が実際と相違すること。
- 四 設計図書で明示されていない履行条件について予期することができない特別の状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し業務内容を変更する場合で成果品の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し業務内容を変更する場合で成果品の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 三 第1項第2号に該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 4 前項の規定により、業務内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。
- 5 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以前に発注者に通知して業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。ただし、発注者がその期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 一 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。
 - 二 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。
 - 三 前項において準用する次条第2項の規定による協議を申し出た後、20日以内に協議が整わないとき。

（業務の変更、中止等）

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、業務内容を変更し又は業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に規定するところにより、履行期間若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

- 2 履行期間又は請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の場合において、受注者が業務の続行に備え作業現場を維持し又は労働者、作業機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 作業用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により作業現場の状態が変動したため受注者が業務を履行できないと認められるときは、発注者は、第1項の規定により、業務の全部又は一部の履行を中止させなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第19条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により履行期間に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、

履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者と協議の上、通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

3 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更しなければならない。

(臨機の措置)

第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面をもって監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第22条 成果品の引渡し前に、成果品又は作業材料について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害(次条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者が、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力して、その処理解決に当たるものとする。

(請負代金額の変更に代える業務の内容の変更)

第24条 発注者は、第9条、第15条から第22条まで又は第27条の規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて業務内容を変更することができる。この場合において、変更すべき業務内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第25条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための成果品の検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに、当該成果品の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該成果品の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちに、その引渡しをしなければならない。

5 受注者は、成果品が第2項の検査に合格しないときは、直ちに、補正をしての検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第26条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払日請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、専門業者への支払い状況を確認のうえ、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第27条 発注者は、第25条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果品の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加額費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前金払)

第28条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対してその証書記載の保証金額内において、請負代金額の4/10以内の前払金の支払いを請求することができる。

2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちに、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 4 業務内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、受注者は、その増額後の請負代金額の4/10から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 業務内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の5/10を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から起算して30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。
- 6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年(365日当たり)3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
(保証契約の変更)

第29条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金の超過額を発注者に返還する場合において、保証契約を変更したときは、遅滞なく、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 前2項に規定する場合のほか、業務内容の変更その他の理由により履行期間を延長し、又は短縮した場合には、受注者は、直ちに、保証事業会社に当該履行期間の変更について通知しなければならない。
(前払金の使用等)

第30条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
(部分払)

第31条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する請負代金相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なく、その確認及び専門業者への支払い状況の確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

- 4 受注者は、第2項の規定による確認があったとき、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、部分払金の額は、第3項の規定による額から既に支払われた部分払金の額を控除した額とする。

(部分引渡し)

第32条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の業務が完了したときは、第25条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、同条第4項及び第26条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第33条 受注者は、発注者の承諾を得て、請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第26条（前条において準用する場合を含む。）又は第31条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第34条 受注者は、発注者が第28条、第31条又は第32条において準用される第26条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを定めたにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面をもって、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 第18条第3項の規定は、前項の規定により受注者が業務の履行を中止した場合に準用する。
(瑕疵担保)

第35条 成果品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、第25条第3項又は第4項（第32条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から、1年以内にこれを行わなければならない。

3 第1項の規定は、成果品の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第36条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から引渡部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により第26条第2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第36条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(保証人に対する履行請求)

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、保証人に対して業務を完了すべきことを請求することができる。

- 一 履行期間又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 保証人は、前項の請求があったときは、第6条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

(発注者の解除権)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 その責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 四 第40条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第28条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第31条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に、前払金の支払いの日から起算して返還の日までの日数に応じ、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の1/10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第39条 発注者は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

ただし、同条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

- 一 第17条第5項の規定により業務の全部又は一部の履行を一時中止した場合において、業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。
 - 二 第18条第1項の規定により業務内容を変更したため請負代金額が2/3以上減少したとき。
 - 三 第18条第1項の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の5/10（履行期間の5/10が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過してもなおその中止が解除されないとき。
 - 四 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第38条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定は、前項によりこの契約が解除された場合に準用する。ただし、第38条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。
- (解除に伴う措置)

第41条 この契約が解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

- 2 第15条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が、受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 第15条の規定による支給材料があるときは、業務の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は業務の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 作業用地等に、その所有に属する作業材料、作業機械器具、仮設物その他の物件（下請負との所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに作業用地等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は作業用地等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、その他作業用地等を原状に復することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申し出ることができなるとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第2項から第4項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第38条の規定による発注者の解除権の行使であるときは発注者が定め、第39条の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は第40条の規定による受注者の解除権の行

使であるときは発注者と受注者とが協議して定める。

(違約金等の控除)

第42条 受注者が、この契約に基づく違約金、損害金、遅延利息又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、請負代金額のうちから、その金額を控除し、なお不足を生じるときは、更に追徴する。

(秘密の保持等)

第43条 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（業務の施行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(紛争の解決)

第44条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、発注者と受注者との協議により選定した者のあっせんにより解決を図ることができる。

2 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項により選定した者を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。

〔注〕 第2項は、選定した者を協議に参加させない場合には、削除する。

(補則)

第45条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。